

第 11 次久喜市交通安全計画の概要

1 計画の概要

【交通安全計画の位置づけ】

第 11 次久喜市交通安全計画は、交通安全対策基本法に基づき策定するもので、市内の交通状況や地域の実態に即して、交通安全に関する施策についてまとめるものです。

【根拠・経緯】

本計画は、交通安全対策基本法第 26 条第 4 項に基づき策定します。

〈参考〉交通安全基本法（抜粋）

第 26 条 4

市町村長は、市町村の区域における陸上交通の安全に関し、当該年度において市町村が講ずべき施策に関する計画（以下「市町村交通安全計画」という。）を作成するよう努めるものとする。この場合において市町村交通安全計画は、都道府県交通安全計画に抵触するものであってはならない。

【交通安全についての目標】

期間：令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間
目標：交通事故死者数を 25 人以下（5 人/年平均）

〈参考〉第 11 次埼玉県交通安全計画における目標
（令和 3 年～令和 7 年）

- (1) 年間の交通事故死者数を 100 人以下とする。
- (2) 年間の重傷者数を 1,500 人以下とする。

【久喜市内の交通事故発生状況（H28～R2）】

	H28	H29	H30	R1	R2
発生件数(件)	658	630	575	525	353
死者数(人)	8	9	1	1	5
負傷者数(人)	859	766	753	644	414

2 講じようとする施策

第 1 章 道路交通環境の整備

- ・ 1 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
- ・ 2 道路ネットワークの整備推進
- ・ 3 交通安全施設等の整備と維持管理等
- ・ 4 自転車利用環境の整備
- ・ 5 交通需要マネジメントの推進
- ・ 6 災害に備えた道路交通環境の整備
- ・ 7 総合的な駐車対策の推進
- ・ 8 その他の道路交通環境の整備

第 2 章 交通安全思想の普及徹底

- ・ 1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
- ・ 2 自転車の安全利用の推進
- ・ 3 その他の交通安全に関する普及啓発活動の推進
- ・ 4 市民総ぐるみの交通安全運動の推進
- ・ 5 民間交通安全団体等の主体的活動の推進
- ・ 6 交通指導員の配置

第 3 章 救急・救助活動の充実

- ・ 1 救急・救助体制の整備
- ・ 2 救急医療体制の充実

第 4 章 交通事故被害者支援の促進

- ・ 1 交通事故相談事業の充実
- ・ 2 交通事故被害者等の援助

第 5 章 調査研究の充実

- ・ 1 道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実

第 6 章 踏切道の安全確保

- ・ 1 踏切道の立体交差化及び構造改良の推進
- ・ 2 踏切道の安全に関する知識の普及